

第十六条、第十九条及び第二十条の規定にかかる
わらず、なお従前の例による。

附 則

(昭和三五年三月三日法律第三号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四三年六月一五日法律第一

O一號)抄

この法律(第一条を除く。)は、新法の施行
の日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八

七號)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施
行する。

(検討)
第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号
に規定する第一号法定受託事務については、で
きる限り新たに設けることのないようにすると
ともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及
び新地方自治法に基づく政令に示すものについ
ては、地方分権を推進する観点から検討を加
え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十二条 政府は、地方公共団体が事務及
び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、
国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税
財源の充実確保の方途について、経済情勢の推
移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて
必要な措置を講ずるものとする。